

通信制高等学校の質の確保・向上に関する  
調査研究協力者会議

# 私立学校を担当する所轄庁の役割

---

令和 2 年 1 月 1 5 日

宮城県総務部副参事(学事担当)

佐藤 浩

# はじめに

学校基本調査（令和元年5月1日）より

## 全国の高等学校数

	全日制	定時制	併置	通信制	
国公立	2953校	164校	448校	独立 7校	併置71校
私立	1295校	4校	23校	独立106校	併置69校

通信制高校253校中175校が私立(69.2%)

はじめに

学校基本調査（令和元年5月1日）より

全国の高等学校の生徒数	全・定	通信制
国公立	2,140,554名	56,373名
私立	1,027,815名	141,323名

高校生全体3,366,065名のうち

197,696名(5.9%)が通信制高校の生徒

通信制高校の生徒197,696名のうち

141,323名(71.5%)が私立通信制の高校生

通信制高校の質の確保・向上を考える  
にあたっては

教育基本法，学校教育法，学習指導要領等の  
国公立学校に適用される法令に加え

**私立学校法等を考慮に入れた方策  
を検討することが必須！！**

# 私立学校法について

(文科省HPより抜粋)

私立学校法はその目的を「私立学校の特性にかんがみ、この自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ること」（同法第1条）と定めています。

この「私立学校の特性」とは国公立の学校と異なり、私立学校が私人の寄附財産等によって設立・運営されることを原則とするものであることに伴う特徴的な性格です。私立学校において、建学の精神や独自の校風が強調されたり、所轄庁による規制ができるだけ制限されているのもこの特性に根ざすものです。

## 私立学校法について (文科省HPより抜粋)

「私立学校の自主性」とは、私立学校が私人の寄附財産等により設立されたものであることに伴い、その運営を自律的に行うという性格をいいます。

私立学校法は私立学校の自主性を尊重するため、所轄庁の権限を国公立の学校の場合に比べて限定する（同法第5条）とともに、所轄庁がその権限を行使する際にも、大学設置・学校法人審議会又は私立学校審議会の意見を聴かなければならないこととし、私立学校関係者の意見が反映されるような制度上の措置がなされています。（同法第8条，第31条，第60条，第61条，第62条）

# 私立学校法第5条

(学校教育法の特例)

第五条 私立学校(幼保連携型認定こども園を除く。第八条第一項において同じ。)には、学校教育法第十四条の規定は、適用しない。

## 学校教育法第14条

第十四条 大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会，大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事は，当該学校が，設備，授業その他の事項について，法令の規定又は都道府県の教育委員会若しくは都道府県知事の定める規程に違反したときは，その変更を命ずることができる。



# 私立学校の所轄庁の権限とは

学校教育法及び私立学校法によると

- ① 学校の設置・廃止・設置者変更等の認可（学校教育法第4条・第130条・第134条2項）
- ② 学校が、法令の規定に故意に違反したとき、法令の規定に基づく所轄庁の命令に違反したとき、又は6カ月以上授業を行わなかったときの閉鎖命令（学校教育法第13条）
- ③ 学校法人の設立認可（私立学校法第31条）
- ④ 学校法人の解散命令（私立学校法第62条）
- ⑤ 教育の調査、統計、その他に関し必要な報告書の提出を求めること（私立学校法第6条）

# 私立学校の所轄庁の権限とは

- ⑥ 学校法人が、法令の規定に違反したとき、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反したとき、又はその運営が著しく適性を欠くと認めるときの措置命令（私立学校法第60条1項）
- ⑦ 学校法人が、措置命令に従わないときの役員解任勧告（私立学校法第60条9項）
- ⑧ 業務・財産状況の報告徴収又は立入検査（私立学校法第63条）

等が規定されている。

学校の設置廃止に係る認可等や、学校法人に対する措置命令、役員解任勧告を行う場合には、所轄庁は、あらかじめ私立学校審議会の意見を聴かなければならないこととなっている。

## 私立学校と所轄庁の関係を整理すると

大学及び高等専門学校以外の私立学校については、学校教育法第14条の変更命令が適用除外となり、当該私立学校の設備、授業その他の事項について法令違反があっても、変更命令を発することはできない。

私立学校において法令違反の事実があれば、所轄庁は行政指導等により是正を求めることになる。

私立学校と所轄庁の関係を整理すると

私立学校が所轄庁からの行政指導等に従わず、違反の内容が重大で放置することができないような事態となれば、 所轄庁が権限(学校教育法第13条の規定による閉鎖命令 他)を行使するのに際し、私立学校審議会に諮ることになる。

所轄庁の業務について

宮城県の担当課：総務部私学・公益法人課

※**所轄の私立学校数 2 7 9**

幼稚園 **1 6 2** (幼保連携型認定こども園 **1 9** 除く)

小学校 **5**      中学校 **7**      中等教育学校 **1**

高等学校 **1 9**      特別支援学校 **1**

専修学校 **6 1**      各種学校 **2 3**

所轄庁の業務について

宮城県の担当課：総務部私学・公益法人課

※**所轄の学校法人数 1 4 2**

幼稚園・幼保連携型認定こども園の設置法人**106**

小学校**1** 高等学校**9** 特別支援学校**1**

専修学校・各種学校のみを設置の準学校法人**2 5**

## 所轄庁の業務について

宮城県の担当課：総務部私学・公益法人課

◎私学助成班（6名）

課内予算・決算，公有財産，私立学校運営費補助，私立  
高校授業料無償化，私立学校授業料軽減（特別含む）補助，  
私立学校教育環境整備，私立中高連合会対応，奨学給付  
金，私学関係団体補助，就学支援金，私立中学校等修学  
支援，私立学校災害対策補助 等

所轄庁の業務について

宮城県の担当課：総務部私学・公益法人課

◎私学助成班（6名）

就学支援金に関しては、宮城県として設置認可した広域通信制高等学校が、宮城県以外に設置した面接指導施設に在籍している生徒（すなわち他都道府県在住者）に対する支出業務も担当している。



## 所轄庁の業務について

宮城県の担当課：総務部私学・公益法人課

◎学事班（5名　うち1名が県立高校勤務経験者）

私立学校審議会，私立学校安全担当，いじめ重大事態対応（宮城県公立・私立学校の双方を担当），私立小・中・高・中等教育・特支学校の認可指導事務，宮城県公私立高等学校協議会，私立幼稚園認可指導事務，宮城県私立幼稚園連合会対応，私立学校実態調査，専各学校認可指導事務，宮城県専修学校各種学校連合会対応　等

## 所轄庁の業務について

宮城県の担当課：総務部私学・公益法人課

◎学事班（5名　うち1名が県立高校勤務経験者）

所定の業務に加えて

私立学校（幼・小・中・高・中等教育・特別支援・専修・各種）の生徒・保護者・教職員からの相談業務

→対応に膨大な時間を要する。担当者にとっては負担が極めて大きい！！

## 私立学校運営状況現地調査について

私立学校振興助成法第十二条(所轄庁の権限)を根拠とし、所轄庁(宮城県)が「私立学校における管理運営及び会計処理の状況について現地調査を行うことにより、助成の適正な執行を促進し、もって私立学校の健全な発達に資すること」を目的として実施している。年平均40程度の学校・学校法人を訪問。

### ※ 調査事項

①学校法人の運営状況 ②学校の運営状況 ③会計処理の状況

→前回調査より3～5年経過した学校を対象に実施

→教育課程、評価規準等を詳細にみるわけではない

私立通信制高等学校への学校視察について

今年度は、

私立学校運営状況現地調査とは別に

宮城県が設置認可した私立通信制高等学校 3 校  
(本校と一部の面接指導施設) への学校視察を実施

## 通信制高等学校への学校視察で得られた成果

- 学校運営の状況を知る機会となり，学校運営上の問題点を指摘し改善の機会を得ることが出来た。
  - 通信制高校への学校視察に関しては，私立学校振興助成法等を根拠に実施する現地調査とは別に，定期的に行う事が望ましい（ただし，負担は大きい）。
- （私立）学校側として，学校視察を通して学校運営を顧みる機会が得られたと言う声も聞かれた。
  - 学校としても，チェックしてもらいたい？

# 通信制高等学校への学校視察で感じた課題

- 通信制高校の設置に関する基準が甘く，自由度が高すぎる

→高等学校通信教育規程の見直しが必要では

例 高等学校通信教育規程 第五条

実施校における通信制の課程に係る副校長，（略）及び教諭の数は，五人以上とし，かつ，教育上支障がないものとする。

- ガイドラインの記載が抽象的で，内容の徹底が難しい

→徹底させたい内容は，より具体的に記載すべき

特に，面接指導施設については，詳細に指示すべき

「〇〇のような例は望ましくない」等，明確に表記した方がよい

## 通信制高等学校への学校視察で感じた課題

- 学則には教育課程や評価規準の詳細まで記載されないため、所轄庁として内容の精査が容易ではない。

  - 通信制高校の学則変更は、私立学校審議会案件。

  - 所轄庁として、教育課程等の定期的なチェックが難しい。

- 学籍管理や、単位修得の認定等、通信制高校にとって特に重要となる部分について、適正に運用されているかの確認が難しい。

  - 就学支援金の支給にあたっては、生徒の在籍期間や履修単位の積み上げ等も重要な確認事項であるが、学校からの情報に間違いが散見される。

## 通信制高等学校への学校視察で感じた課題

- 学校の実態を把握するためには、膨大な資料が必要
  - 指導監督マニュアルに例示された資料の事前提出が不可欠
  - 教員免許状の確認等は、当然現地にて確認することになる
  - 現地（学校）でヒアリングしないと分からないことも多い
- ガイドライン・指導監督マニュアルにある「点検調査」の根拠が不明確では
  - 私立学校に対して、どの法令を根拠にして訪問依頼すればよいのか？



# 広域通信制高等学校への対応から感じた課題

## ※ 所轄庁として設置認可した学校について

- 所轄庁として、遠方にある面接指導施設への現地調査が難しい  
→面接指導施設増設に関する学則変更は、私学審議会への諮問事項ではあるが、基準を満たしていれば遠方への設置計画を拒むこと(遠方だから不可 等)は難しい。  
→行政指導が必要な個所の発見が、実質的に困難
- 所轄庁として、遠方にある面接指導施設で発生した事故・事件等への対応が難しい

# 広域通信制高等学校への対応から感じた課題

※ 他都道府県が設置認可した学校について

● 他都道府県の審査基準に基づき，他都道府県が設置認可した通信制高等学校の面接指導施設等に対しては，行政指導等を行う権限を有していない。

→平成29年5月1日現在で，宮城県に23の学校が設置した40の面接指導施設等がある。そのうち，宮城県が設置認可したものとして含まれているのは1つだけ。他の39の施設については，在籍生徒がどれだけいるのかといった，実態が全く分からない。当然ながら，現段階でどれだけ増えているのかも分からない。

おわりに

令和2年4月1日 私立学校法が改正となります。

新設された条文

第三章 学校法人 第一節 通則

(学校法人の責務)

第二十四条

学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、  
その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性  
の確保を図るよう努めなければならない。

ご清聴ありがとうございました。